

源泉所得税の納税期限のお知らせ

令和7年1～6月分の源泉所得税は **令和7年7月10日迄** が納税期限です

☆ 源泉徴収事務とは

従業員に支払った各月の給与額に応じて、従業員から所得税を徴収し期日（通常は毎月10日）までに納付をすることです。

☆ 源泉所得税の納期の特例とは

従業員数10名未満（9名以下）の事業所は、所轄税務署に事前に届出することによって、特例として半年分をまとめて納付することができます。

【1～6月の源泉所得税 ⇒ 同年7月10日迄】

【7～12月の源泉所得税 ⇒ 翌年1月20日迄】

☆ 源泉徴収事務を行う必要がある方（事業所）とは



令和7年1月～6月中に
給与賃金を経費計上している



令和7年1月～6月中に
専従者給与を経費計上している

- ※ 途中退職者がいる場合でも本事務は必要となります。
- ※ 固定給・時間給に関係なく、本事務は必要となります。
- ※ 例え給与支払者の源泉徴収税額が『0（ゼロ）』でも、本事務は必要です。



源泉徴収事務に関して、下記の期間無料でご相談できます！！

【相談期間】	令和7年7月3日(木)～7月8日(火) ※完全予約制
【予約方法】	お電話にて予約 0544-26-3101（土日祝日除く、8：30～17：30）
【会 場】	富士宮市豊町18-5
【持 ち 物】	☑令和7年分の給与支払者別の源泉徴収簿又は給与明細 ☑令和7年分の給与支払者別の扶養控除等の申告書 ☑税務署から送付された納付書及び書類一式 ⇒ 納付書紛失の場合は、税務署にて再発行を依頼のこと ☑令和6年分（前年）の年末調整書類一式

富士宮商工会議所 中小企業相談所